

顧問先各位

<ご一読推薦者>

経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

地方税の税制改正について

以前平成29年1月に、平成29年度税制大綱のお知らせをご案内させていただきましたがそれに伴い、**地方税**の改正も行われます。主な内容は下記の通りです。

◎ 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成31年度分個人住民税～）

- 配偶者特別控除について、所得控除33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げます。

配偶者特別控除の 控除額	配偶者の所得制限	
	現行	改正案
33万円	合計所得金額 45万円未満 (給与収入110万円)	合計所得金額 90万円以下 (給与収入155万円)
配偶者の所得に応じて控除額が減額（所得税と同じ）		
適用無し	合計所得金額 76万円以上 (給与収入141万円)	合計所得金額 123万円超 (給与収入201万円)

- 合計所得金額900万円（給与収入1,120万円）超の納税義務者については、控除額が2/3から徐々に逡減し、合計所得金額1,000万円超（給与収入1,220万円超）で消失します。

◎ 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

- 対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、2年間延長。

◎ 自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し

- 2年間延長

◎ 地域の中小企業による設備投資の支援

- 平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産税の特例措置についてはその期限をもって終了し、残余の2年に限りその対象に一定の工具・器具備品を追加。

◎ 居住用高層建築物に係る課税の見直し

- タワーマンションに係る固定資産税及び不動産取得税について実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し

詳細につきましては窓口担当者までご連絡ください。また、6月は**住民税の新年度分への移行**、**労働保険の申告・納付月**です。こちらも、お忘れなく。